

今年もそろそろ…

確定申告の準備、始めませんか

2022 年も残り 2 カ月。年が明けるとあっという間にやってくる「確定申告」。
つつい準備が後回し…にならないように、早めに準備に取り掛かりましょう。

☎ 税務課市民税係 ☎ 575-1138

今年も我々が
ご案内します！



助さん

確定申告はお任せ！頼れる助っ人の助さん。



確さん

確定申告が面倒苦手。毎年四苦八苦する確さん。

伊達市では来年 2 月半ばから 3 月半ばまで申告相談会を開催。
詳しい日程は 1 月号でお知らせするのでご確認ください。

これから毎号、
確定申告を学んでいきましょう



所得税の確定申告とは…？

- 納税は国民の義務の一つ
- 一定の所得がある人 → 所得に対して所得税が発生します
- 確定申告…毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して納税します。また、医療費や住宅借入などの所得控除を申告したり、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算したりする手続きです。

確定申告で税金が戻ることもある？

次に該当する人は、**確定申告をすると税金が戻ってくる**可能性があります。

- 1 年間の医療費が 10 万円を超えた
- 寄付やふるさと納税をした（ワンストップ特例申請をしていない場合）
- 年の途中で退職して、まだ再就職していない
- 自然災害、火災で、住宅や家財に被害を受けた
- ローンを組んでマイホームを買った
- ローンを組んで増築、バリアフリー工事、耐震工事をした など

今年は疲労回復の栄養剤を買ったり、リラックスのためにマッサージを受けたりしたけど、それは医療費に含まれるのかな？

答えは下へ



医療費控除に当てはまるのか分からないなア

確定申告で最も多い「医療費控除」とは

自分または同一生計の配偶者や親族の医療費を支払った場合で、その医療費が一定額を超えたときに、所得控除を受けることができます。医療費控除は、多く納めていた税を戻すためのもので、医療費そのものを還付する手続きではありません。（医療費控除の明細書の作成が必要になります。）

『医療費控除の明細書』の作成が鍵になります。領収書をもとに、誰が、どの病院や薬局で、1 年間にいくら医療費を支払ったのかをまとめておくと楽ですよ。

医療費控除を考えている人は、今から明細書を作っておこう。



医療費控除明細書の用紙の入手方法

- ・税務課窓口
- ・国税庁ウェブサイト→



目的	該当するか	例
治療のための費用	○	治療のための医薬品代、治療のためのあんまやマッサージ、通院のための電車やバスの交通費 など
医師の指示によるもの	○	医師の処方箋による漢方薬、おむつ代（医師による証明書が必要） など
予防のための費用	×	予防接種費用、体温計や血圧計の購入費 など
美容や健康増進のための費用	×	健康増進のための漢方薬、ビタミン剤や栄養ドリンク、健康や疲労回復のために行ったマッサージ など

次号 12 月号は、「利用者急増中！とっても便利な e-Tax（イータックス）」についてご紹介します。

どうだい？確定申告のやり方、思い出したかい？



一年に 1 回だから、忘れちゃうんだよねあ…